

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第72号

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則（平成5年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="276 616 355 645">附 則</p> <p data-bbox="199 667 770 1124">2 平成26年1月1日以後の期間における第15条の規定の適用については、当分の間、同条中「割合」とあるのは「割合（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞利息にあつては、<u>当該期間の属する各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>）」とする。</p> <p data-bbox="193 1570 421 1599">様式第2号（略）</p> <p data-bbox="392 1619 584 1648">誓 約 書</p> <p data-bbox="237 1666 288 1695">（略）</p> <p data-bbox="221 1715 759 1888">私は、静岡県介護福祉士修学資金貸与規則を守り、養成施設を卒業後、県内において同規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事することを誓います。</p> <p data-bbox="237 1906 288 1935">（略）</p>	<p data-bbox="890 616 970 645">附 則</p> <p data-bbox="813 667 1385 1554">2 平成26年1月1日以後の期間における第15条の規定の適用については、当分の間、同条中「割合」とあるのは、<u>「割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間に対応する延滞利息にあつては当該期間の属する各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞利息にあつては当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>）」とする。</u></p> <p data-bbox="807 1570 1035 1599">様式第2号（略）</p> <p data-bbox="1002 1619 1193 1648">誓 約 書</p> <p data-bbox="852 1666 903 1695">（略）</p> <p data-bbox="836 1715 1374 1888">私は、静岡県介護福祉士修学資金貸与規則を守り、養成施設を卒業後、県内において同規則第2条第3項に規定する介護等の業務に従事することを誓います。</p> <p data-bbox="852 1906 903 1935">（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正は、公布の日から施行する。